

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 26 日現在

機関番号：32675

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2014

課題番号：25590012

研究課題名(和文) 武器貿易条約における海洋法上の問題

研究課題名(英文) Law of the Sea Aspects in Arms Trade Treaty

研究代表者

森田 章夫 (MORITA, Akio)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30239652

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：「武器貿易条約」は、計画申請後、2013年4月2日に採択され、研究期間中の2014年12月24日に発効した。本研究の対象は、その意義が十分に理解されていなかった海洋法上の側面を検討するものであった。

その結果、まず、武器貿易の海洋法上の規制には、既に19世紀以来、歴史的な蓄積が存在することを明らかにした。さらに、無害通航権との関係では、米国の当初の主張と(国連海洋法条約に引き継がれている)領海条約における条文と起草経緯を検討した結果、無害通航権が強く確保されたとの単純な理解には、一定の留保を必要とすることが判明した。

研究成果の概要(英文)：ATT: Arms Trade Treaty was adopted on 2 April 2013, and entered into force on 24 December 2014. Object of this research is to study law of the sea aspects which, up to then, had not fully considered, because past studies mainly concentrated about new aspects of the treaty.

Results of this research are twofold: firstly, regulation in the field of law of the sea, there had been certain "precedents" on regulation of the arms trade on the sea since 19th century. Secondly, as to innocent passage problem, it was found that there should be certain reservation on understanding that this treaty fully assures foreign ship's innocent passages, because initial proposal by the United States and terms and working history of the 1958 Convention on the Territorial Seas and the Contiguous Zone which is succeeded in UNCLOS would suggest otherwise.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 海洋法 軍備管理 国際人道法

1. 研究開始当初の背景

本研究は、申請時には交渉中であった、「武器貿易条約 (ATT: Arms Trade Treaty)」につき、見落とされがちであった重要な問題点である、海洋法上の諸問題を洗い出し、その上で、立法論をも見据えた研究を目指すものであった。

2. 研究の目的

「武器貿易条約 (ATT: Arms Trade Treaty)」は、理論的には極めて多岐な分野にまたがるものであるが、本研究では、海洋法上の側面に注目して、取り扱うものとした。その際、各国政府、関係国際組織、学説の動向を踏まえ、さらに海洋法上の「干渉」規定を総合する、統合的研究を展開するための一部となることも目指しており、まさに、挑戦的萌芽研究という研究形態に最も適合するものであった。また、ここで得られた知見は、今後の立法及び解釈について、将来極めて大きな問題となる可能性も容易に想像でき、極めて時宜にかなったものとして、条約採択直後の研究として、喫緊の課題を担うものでもあった。

3. 研究の方法

まずは、近時公開されつつある一次資料の検討によって、問題点を実証的に浮き彫りにした上で、その対応策を提示するという方法をとった。その他の一次資料については、HP上のデータベース等により、近時の動向の分析を図った。

二次文献に関しては、本問題は、海洋法、軍備管理・軍縮、国際人道法・国際人権法と広範囲にわたっているため、幅広い文献調査を行った。特に、実際の調査研究過程では、19世紀末以降締結された、武器輸出入を禁止する関連諸条約も詳細に検討し、かつ、1958年ジュネーヴ海洋法諸条約の詳細な再検討も行った。また、HPも、各国外務省のみなら

ず、民間団体が開設したのも、膨大な情報が掲載され、有益なものとして利用できた。

さらに、交渉関係者への聞き取り調査は、時宜を得て、日本の交渉担当官と数回、意見交換の機会を持つことができ、極めて有意義であった。

4. 研究成果

(1)本条約草案段階では、「通過と(船舶間)積替(Transit and Transshipment)」として、「いかなる当事国も、必要かつ可能な範囲で、自国の領域を通過または船舶間積み替えをする、本条約の適用を受ける通常兵器を規制するための、立法、行政その他の措置をとる。(研究代表者仮訳)」「(第9条第1項)との条項を有していた。海上の円滑な航行が国際社会にとっての極めて重要な共通利益であることを踏まえれば、その後の条約の交渉、採択、発効について、本条項が大きな影響を与える可能性は否定できなかった。すなわち、陸上と異なり、海上では、従来、国家領域の一部である領海内でさえも、国際法上、無害通航権が認められているからである(細かい点では、さらにより一層通航を保障した、国際海峡における通過通航権や群島水域における群島航路帯通航権が存在する。これらについては、国連海洋法条約参照)。そのため、船舶の通航に関するこれらの権利とどのような調整を行うかにつき、本条項は深刻な問題を抱えていたのである。

より具体的には、「国際人道法や国際人権法上の重大な侵害行為の遂行などに使用されたり、あるいは遂行を助長したりする恐れがある」武器移転(移譲)と他の武器移転(移譲)をどのように区別するかによっては、領海内等の国際航行に対して極めて大きな負担ないし阻害を引き起こす可能性があり、沿岸国の規制の濫用に対して、重大な懸念を生じさせるものである。すなわち、たとえ条約の目的が正当であるとしても、海上航行においては、

その規制手段をどのように図るかがまさに、国際社会の重大な関心事項とならざるを得ないのである。

(2) 本研究計画の申請後、交渉が急速に進展し、条約は、2013年4月2日に採択され、研究期間中の2014年12月24日に発効するという、急速な展開を示した。

問題となった上記の条項は、「第九条 通過又は積替え 締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、第二条1の規定の対象となる通常兵器の通過又は積替えであって、自国の管轄の下で行われるものを規制するための適切な措置をとる。(日本政府公定訳)」となった。そのため、本条項の分析が、引き続き、ここでの問題の焦点となるのである。

(3) まず、武器貿易に関する海洋法上の側面に関しては、既に歴史的な蓄積が存在することが判明した。例えば、1890年「Bruxelles 一般議定書 (Acte général de la conférence de Bruxelles)」を嚆矢として、1919年「武器・弾薬の国際取引規制サンジェルマン条約 (Convention relative au contrôle du commerce des armes et des munitions, et protocole, signé à Saint-Germain-En-Laye, le 10 septembre 1919)」、1925年「武器・弾薬の国際取引規制条約 (Convention concernant le contrôle du commerce international des armes et munitions; Convention for the Supervision of Trade in Arms and War Munitions)」(後二者は未発効)の先例があった。これらは、沿岸国と直接関連のない公海上での規制までも認めていた。そのため、アフリカ問題に特化している点や、20世紀の諸条約が未発効である点を割り引いても、これらのとの比較検討を、今後、丹念に行う必要があることが判明した。

(4) 他方で、無害通航権との関係では、米国の

当初の主張と領海条約における文言・経緯を検討した場合、単純には、無害通航権が強く確保されたとの理解には、一定の留保を必要とすると考えべきことが判明した。すなわち、領海内の無害通航においては、国連海洋法条約を例にとると、関連条文は、以下のように規定する。「第27条 外国船舶内における刑事裁判権 1 沿岸国の刑事裁判権は、次の場合を除くほか、領海を通航している外国船舶内において、その通航中に当該外国船舶内で行われた犯罪に関連していずれかの者を逮捕し又は捜査を行うために行使してはならない。a. 犯罪の結果が当該沿岸国に及ぶ場合 b. 犯罪が当該沿岸国の安寧又は領海の秩序を乱す性質のものである場合 c. 当該外国船舶の船長又は旗国の外交官若しくは領事官が当該沿岸国の当局に対して援助を要請する場合 d. 麻薬又は向精神薬の不正取引を防止するために必要である場合」。以上の公定訳では明確でないが、これを、例えば、正文の英文でみると、以下のように規定されている(1958年領海条約第19条を踏襲)。

“Article 27 Criminal jurisdiction on board a foreign ship

1. The criminal jurisdiction of the coastal State should not be exercised on board a foreign ship passing through the territorial sea to arrest any person or to conduct any investigation in connection with any crime committed on board the ship during its passage, save only in the following cases: . . .”

ここで注目されるのは、厳密な意味での法的義務を示す“shall”を用いず、“should”を用いている点である。この点は、領海条約締結当時より、意図的に選択された用語である。

以上のことから、従来、最終的な条文により、無害通航権が強く確保されたとの見解が強いが、そもそも、無害通航権における沿岸国の「干渉」は、究極的には、旗国に対して「非友好的行為」であったとしても、違法と

はならないように留保されており、米国もそのことを考慮の上で、最終的な条文の規定振りに妥協した可能性は、完全には否定しきれないと考えられるのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔図書〕(計2件)

森田章夫、奥脇直也、柳原正治、山本良、岡野正敬、寺谷広司、河野真理子、中谷和弘、水島朋則、大河内美香、岩沢雄司、立松美也子、土屋志穂、植木俊哉、洪恵子、小松一郎、村井伸行、川瀬剛志、伊藤一頼、岩月直樹、福永有夏、他、江藤淳一編『国際法学の諸相 到達点と展望 村瀬信也先生古稀記念』、信山社、2015、203, 225

森田章夫、柳井俊二、酒井啓亘、植木俊哉、広見正行、村瀬信也、根本和幸、河野真理子、佐藤哲夫、浅田正彦、堀之内秀久、岡野正敬、真山全、洪恵子、古谷修一、村井伸行、薬師寺公夫、奥脇直也、坂元茂樹、濱本正太郎、中谷和弘、他、村瀬信也・秋葉剛男編『国際法の実践 小松一郎大使追悼』、信山社、2015、535, 555

〔学会発表〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

森田 章夫 (MORITA, Akio)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：30239652

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)研究協力者

青木 節子 (AOKI, Setsuko)
慶應義塾大学・総合政策学部・教授
研究者番号：90317339

岡松 暁子 (OKAMATSU, Akiko)
法政大学・人間環境学部・教授
研究者番号：40391081

石井 由梨佳 (ISHII, Yurika)
防衛大学校・人文社会科学群国際関係学科・講師
研究者番号：80582890